

ご来賓の皆さま、

本日は、ARF海洋法セミナーへのご出席の皆さまを昨晚のレセプションに引き続き、日本政府を代表して心から歓迎いたします。共同議長国のベトナム、インドを含め、本セミナー開催に向けてご尽力された関係者に感謝いたします。

簡単に自己紹介させていただきます。「海」は私の研究者、政治家としてのキャリアにおいて、ライフワークであり続けています。私は、大学卒業後、米メリーランド大学大学院において海洋環境学を専攻し、修了後も大阪大学大学院で研究を重ねてきました。さらに、研究者として、国際機関や研究機関において海洋問題に携わってまいりました。そして、海洋国家日本の再構築を目指し、政治を志しました。

そうした私自身の経歴もあり、この度、ホスト国として、ARF海洋法セミナーにご出席者の皆さまをお迎えすることができ、大変嬉しく思います。

本セミナーの冒頭挨拶の場をお借りして、「海における『法の支配』」の重要性について述べた安倍総理の発言を引用させていただきます。

安倍総理は昨年、シャングリラ・ダイアログで基調講演をした際に、「海における『法の支配』の三原則」を提唱しました。この三原則とは、すなわち①国家は国際法に基づいて主張をなすべき、②主張を通すために、力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべきという原則は、まさにこうした日本の強い問題意識に基づくものであり、今こそ徹底しなければならないというものです。先日開催されたASEAN関連首脳会議を含め、これまで、アジア諸国を含む多くの関係国から、力強い賛意が得られてきています。

海は全ての人々のために開かれなければならないグローバル・コモンズです。しかし同時に、全ての活動は国連海洋法条約を含む関連国際法に基づいて行われる必要があります。国際規範から逸脱する暴力的又は強制的な行動は、一切認められてはなりません。

そうした観点を踏まえ、そしてインド洋から太平洋にかけて、開かれ、安定した海洋が確保されることの主要な受益者として、日本は「海における『法の支配』」の確保に向け、ASEAN及びARFメンバー国と緊密に連携していく強い決意を有しています。それは、まさに日本が掲げる「積極的平和主義」を具体化させるものです。

最後に、本セミナーを東京にて主催することが、「海における『法の支配』」に関する理解促進に向けた日本の意欲の表れであるのご理解いただければ幸いです。本日も講演いただく有識者及び実務家の皆さまのご理解及びご協力のもとで、本セミナーが地域の平和と安定の確保に資する重要な機会となると考えています。ご出席者の皆様が本セミナーで得られた知見、ネットワークを活用し、「海洋における『法の支配』」の徹底に向けて力強く貢献して頂くことを期待します。

皆さまの積極的な参加及び貢献に感謝の意を表した上で、私の冒頭挨拶を締めくくらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。